滑川市立小学校小規模特認校実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市立小中学校の通学区域の設定に関する規則(昭和39年滑川市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、滑川市立小学校の小規模特認校制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模特認校」とは、地域と連携した教育活動を推進している小規模校において、児童の心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、適性をいかした教育を推進するとともに、学校の活性化を図ることを目的とし、就学することを認める小規模の特定の小学校であって、次条に規定するものをいう。

(小規模特認校)

- 第3条 前条に規定する小規模特認校は、滑川市立東加積小学校とする。 (対象者)
- 第4条 小規模特認校に入学又は転入学(以下「入学等」という。)をする ことができる児童は、初めて小学校に入学する児童又は滑川市立小学校 に在籍している児童であって、次のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 児童及びその保護者が市内に住所を有するとき。
  - (2) 児童及びその保護者が第6条に規定する受入時期の前日までに市内に住所を有する予定のとき。

(受入人数)

第5条 小規模特認校における児童の受入人数は、小規模特認校に在学する 児童数を勘案し、滑川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小 規模特認校の校長(以下「当該校長」という。)と協議の上、決定するも のとする。

(受入時期)

第6条 小規模特認校の受入時期は、原則として4月1日とする。ただし、 教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

(受入期間)

- 第7条 小規模特認校の受入期間は、原則として小学校卒業までとする。
- 2 児童又は当該児童の保護者(以下「保護者」という。)の事情により通 学が困難となった場合は、教育委員会は当該校長と協議の上、当該児童の 住所地を通学区域とする小学校に当該児童を就学させることができるも のとする。

(入学等の申請)

- 第8条 小規模特認校に入学等を希望する児童の保護者(以下「申請者」という。)は、小規模特認校入学等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該校長に通知するものとする。

(面談)

- 第9条 当該校長は、前条第2項の通知があったときは、当該入学等を希望 する児童及び保護者との面談を実施するものとする。
- 2 当該校長は、前項の面談を実施したときは、面談結果書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

(入学等の決定)

第10条 教育委員会は、前条第2項の面談結果書が提出されたときは、当 該校長と協議した上で、入学等の適否を審査し、適当と認めるときは入学 等を許可する。

(入学等の許可等の通知)

第11条 教育委員会は、前条の規定により入学等を許可したときは、小規模特認校入学等決定許可通知書(様式第3号)により、入学等を不適としたときは、却下通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(許可の取消し)

- 第12条 教育委員会は、入学等の許可を受けたものについて、申請書に記載された事項に事実と相違があるとき、又は入学等した後に第4条各号及び第13条に該当しなくなったと認めるときは、入学等の許可を取り消すことができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により入学等の許可を取り消したときは、申

請者に対し、却下通知書により通知する。

(入学後の遵守事項)

- 第13条 小規模特認校に入学等をした児童又は保護者は、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 小規模特認校の教育活動を理解し、協力すること。
  - (2) 通学は、保護者の負担と責任において行うこと。

(学校の指定)

第14条 教育委員会は、第12条の規定により、入学等の許可を取り消した ときは、規則第1条の規定により就学すべき学校を指定する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。